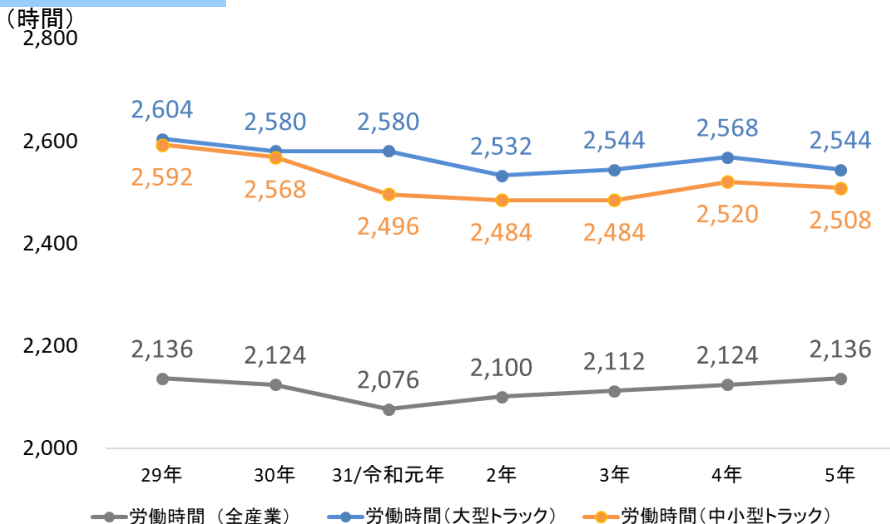


本検討会開催の背景・目的

1.トラック運送事業の働き方をめぐる現状

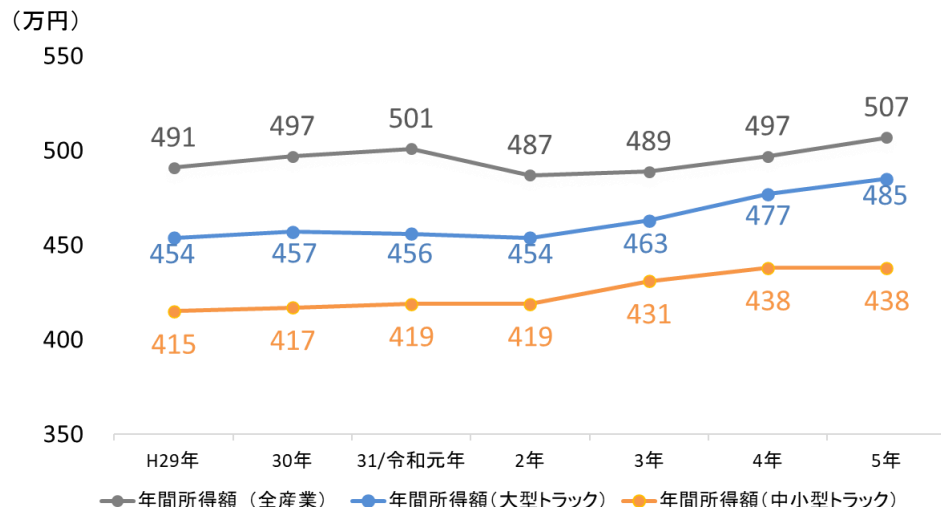
①労働時間

全職業平均より約2割長い。



②年間賃金

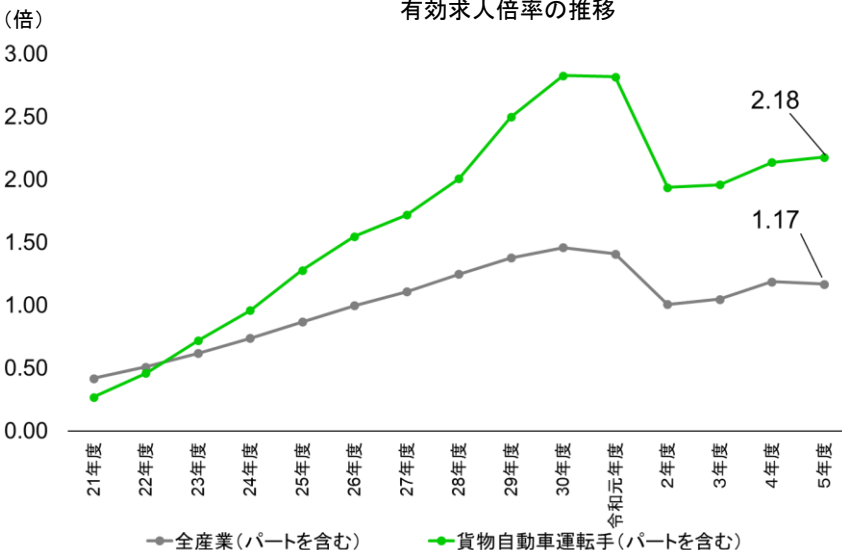
全産業平均より5%～15%低い。



③人手不足

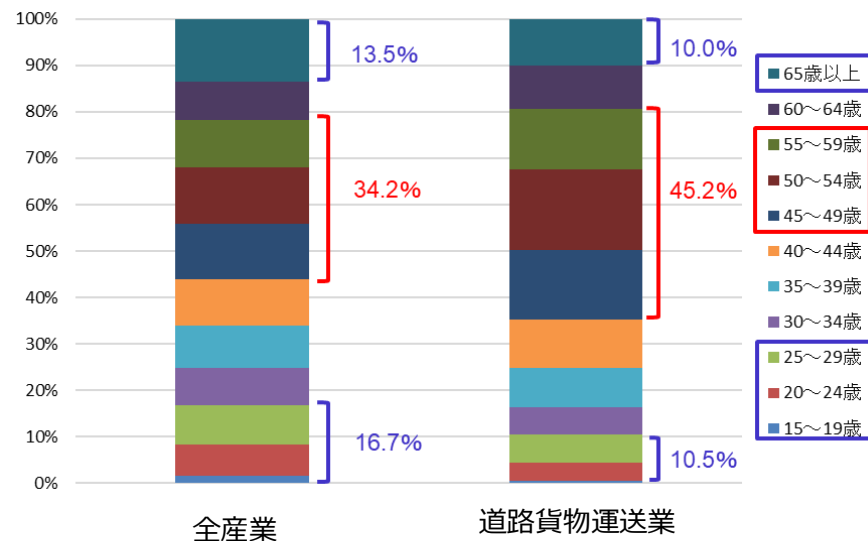
全職業平均より約2倍高い。

有効求人倍率の推移



④年齢構成

全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。
中年層の割合が高い。



2-1. 物流関連2法の改正(R6.5.15公布)

- 実運送事業者の適正な運賃の確保による賃金水準の向上等の観点から、多重下請構造の是正や契約条件の明確化を図るため、貨物自動車運送事業法を改正し、
 - (1) 荷主企業や元請事業者が実運送事業者を把握できるようにするための実運送体制管理簿の作成等を元請事業者に対し義務付けるとともに、
 - (2) 運送契約締結時の契約内容の書面交付を義務付け 等を措置

改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

【流通業務総合効率化法】

○①**荷主***¹(発荷主・着荷主)、②**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*¹元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した**書面による交付等**を義務付け*²。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***³を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*²⁻³ 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

令和6年度に行われた貨物流通事業法等の改正に際して、衆議院と参議院の両方において、実運送事業者における適正な運賃收受を実現するため、多重下請構造についての実態把握を行い、規制措置の導入も含め必要な対策を講じる旨の附帯決議がなされた。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和6年度 第213回国会

○衆議院国土交通委員会

六 トラック運送事業における多重下請構造の是正を図り、実運送事業者における適正な運賃收受を実現するため、実運送を行わない、いわゆる「專業水屋」についても実態を把握し、規制措置の導入も含め必要な対策を講じること。

○参議院国土交通委員会

六 トラック運送事業における多重下請構造の是正を図り、実運送事業者における適正な運賃收受を実現するため、実運送を行わず利用運送を専門に行う第一種貨物利用運送事業者（いわゆる「專業水屋」）についても実態を把握し、運転者の運送及び荷役等の効率化に向けた責務を担わせるよう検討するなど、規制措置の導入も含め必要な対策を講ずること。

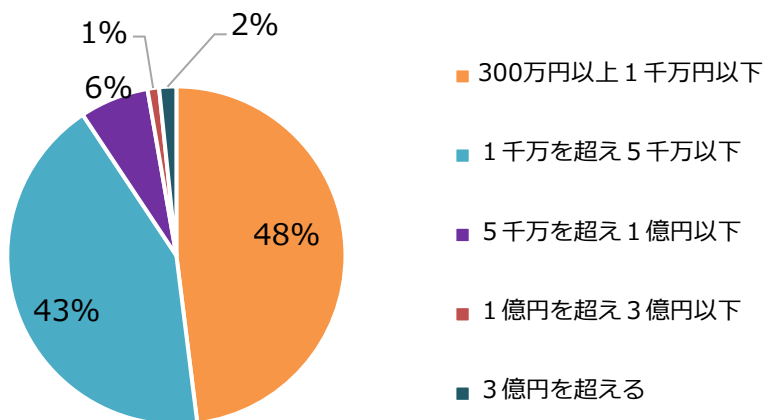
3-1. 運送事業者における多重下請構造についての実態調査①

- 令和5年2月に発表された「持続可能な物流の実現に向けた検討会（※）」の中間とりまとめに基づき、同年2月～4月、多重下請構造の実態把握を目的とした**トラック事業者に対するアンケート調査を実施**

- 回答者数は4,401者であり、回答者の約9割が資本金5,000万円以下の中小企業

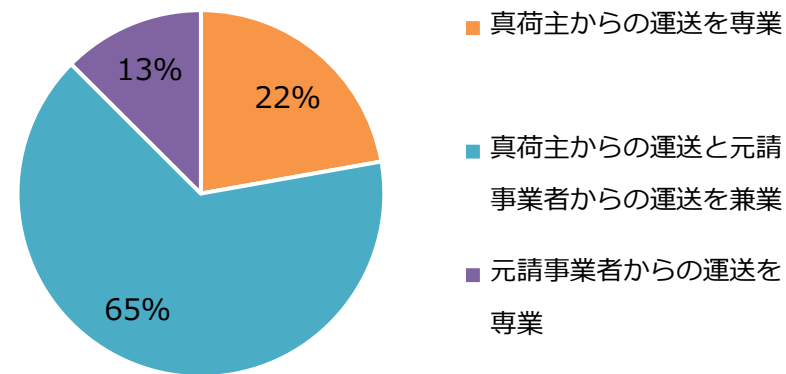
（※）物流が直面している諸課題の解決に向けた取組を進め、持続可能な物流の実現につなげることを目的とし、令和4年9月～令和5年8月にかけて、国土交通省、農林水産省、経済産業省の三省合同で開催。

回答事業者の資本金



(n = 4,269)

主な業務

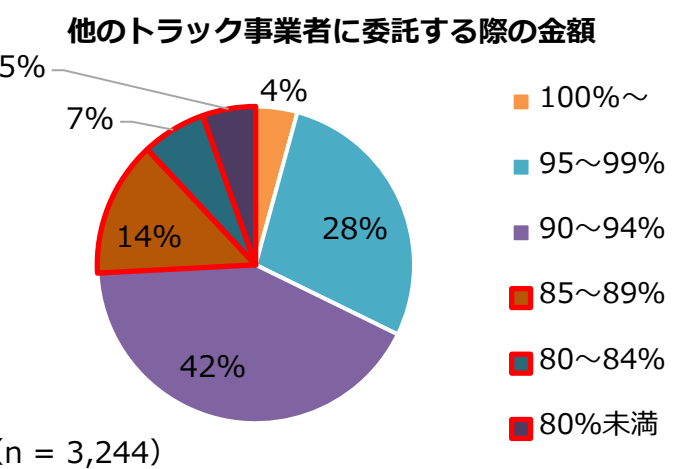
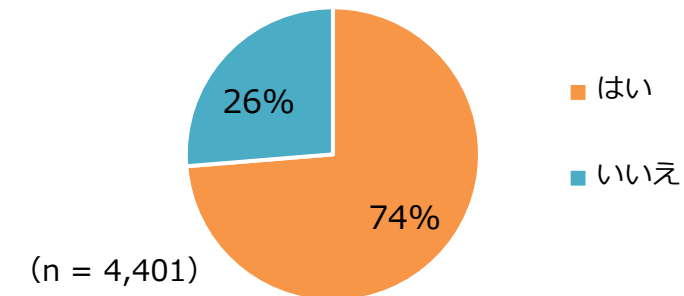


(n = 4,314)

他のトラック事業者を利用する場合(発注側への質問)

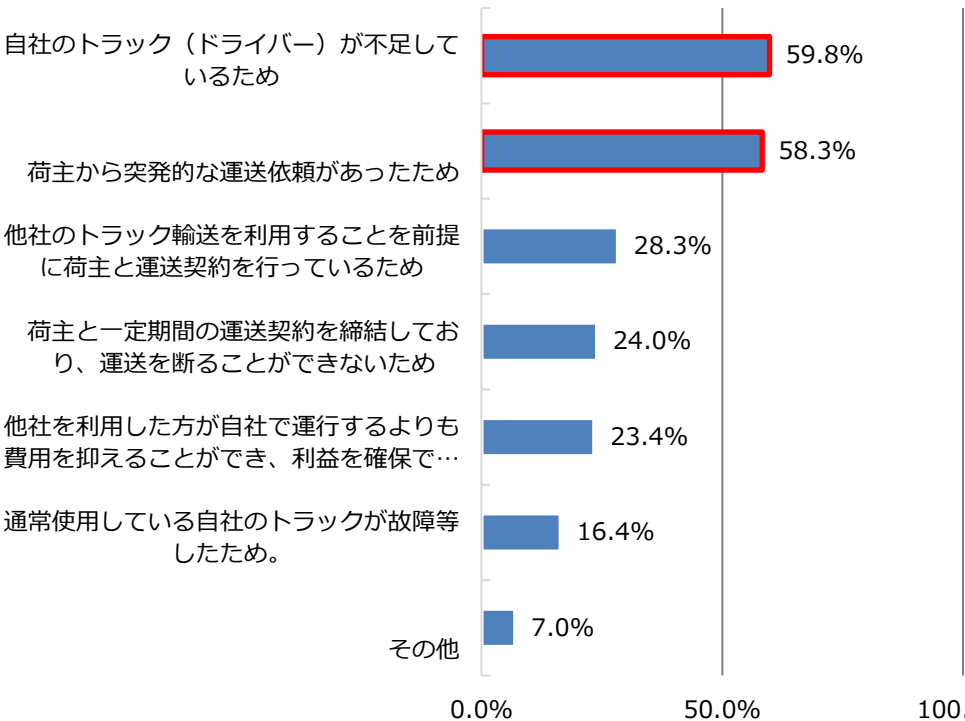
- 7割超の事業者が、下請のトラック事業者を利用していると回答し、下請に出す際は約3割が請負金額の90%未満で委託している。
- 下請のトラック事業者を利用する理由として、「自社のトラックドライバーが不足」、「荷主からの突発的な運送依頼」という回答が多かったほか、「他者のトラックを利用することが前提となっているため」、「他者を利用した方が費用を抑えることができるため」との回答も一定数見られた。

他のトラック事業者を利用して運送することがあるか
(貨物自動車運送事業法の利用運送)



他のトラック事業者を利用して運送する理由

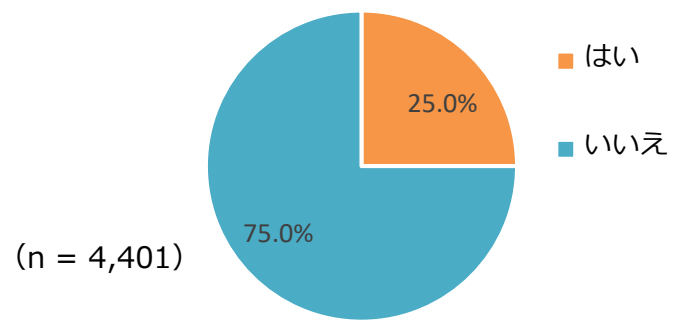
(n = 3,244、複数回答)



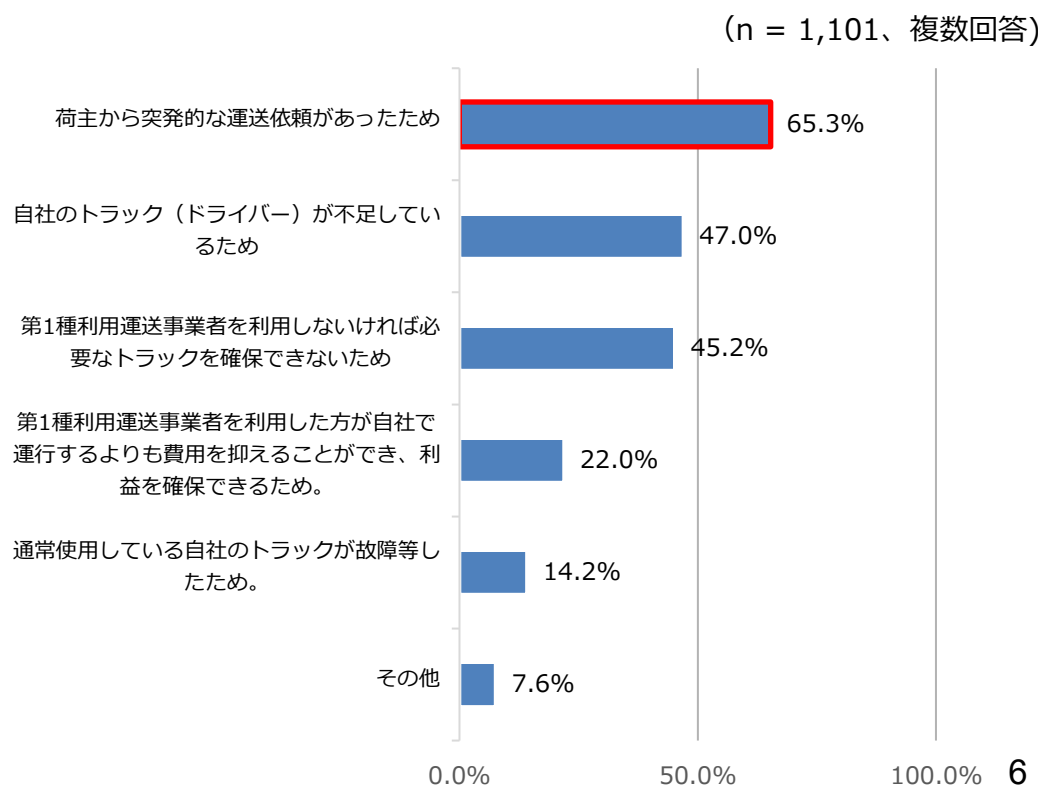
トラックを持たない利用運送事業者を利用する場合（発注側への質問）

- トラックを持たない第1種利用運送事業者を利用して運送することがある事業者の割合は25%であり、その理由としては「荷主からの突発的な運送依頼」という回答が多く、「利用しなければ必要なトラックを確保できないため」、「他者を利用した方が費用を抑えることができるため」との回答も一定数見られた。
- 第1種利用運送事業者を利用する際は、約3割が請負金額の90%未満で委託している。

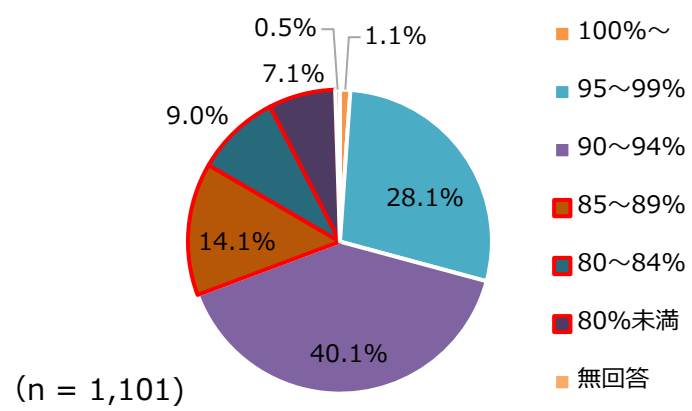
第1種利用運送事業者を利用して運送することがあるか



第1種利用運送事業者を利用して運送する理由



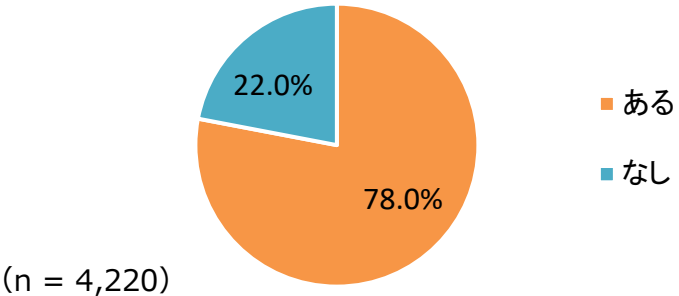
第1種利用運送事業者を利用する際の下請金額



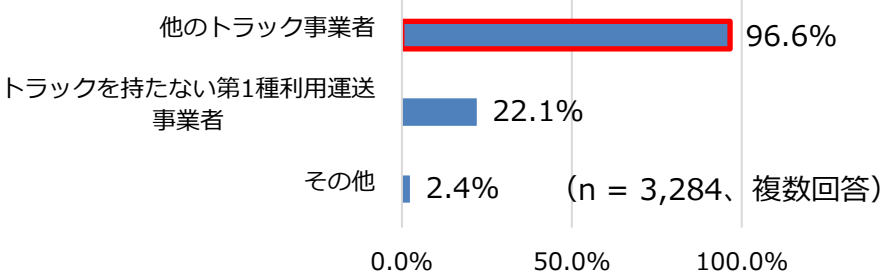
他社から運送依頼を受ける場合（受注側への質問）

- 8割の事業者が、他社からの運送依頼を受けることがあると回答しており、その場合の運送依頼主は「他のトラック事業者」が多い。
- 下請として受託する理由としては「仲間の事業者を助けるため」が最も多く、次に「荷主に直接営業することが困難なため」との回答が多かった。
- トラックを持たない第1種利用運送事業者から受託する場合の運賃水準は、約5割が元請の90%未満であり、約15%は「不明」と回答。

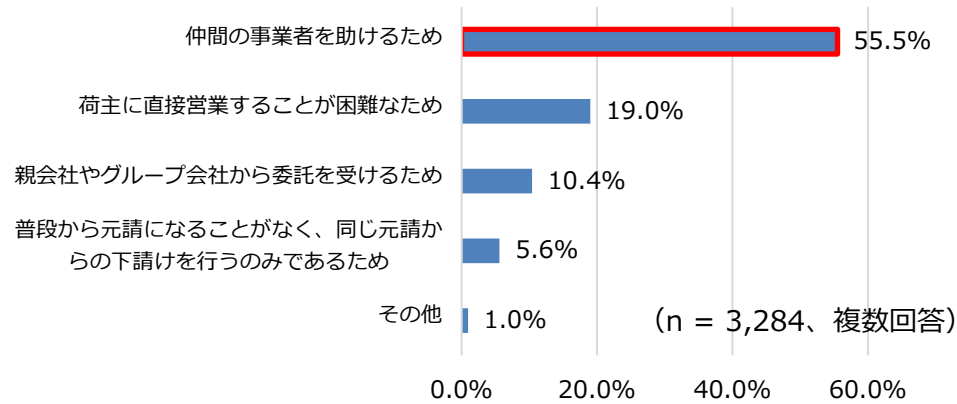
他社からの運送依頼を引き受けることがあるか



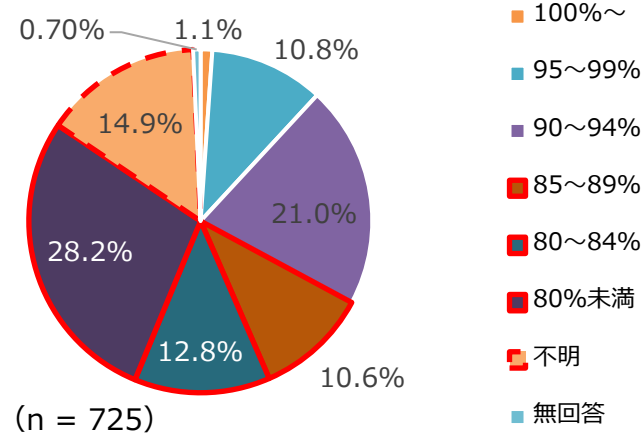
その場合の運送依頼主



下請として受託する理由



第1種利用運送事業者から受託する際の運賃水準



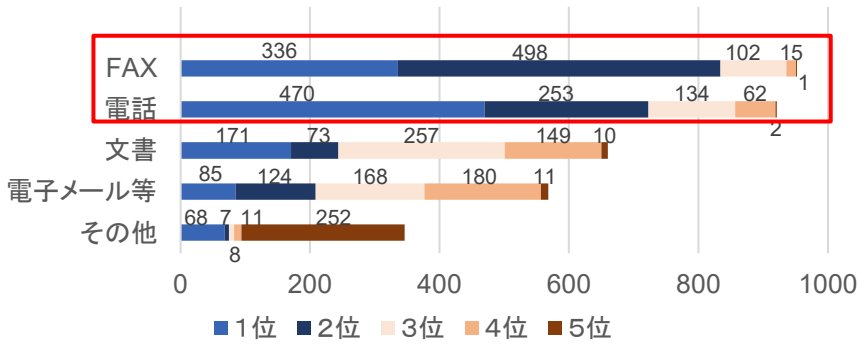
利用運送事業者(自動車)と実運送事業者の取引関係や輸送の安全確保等の実態を把握し、トラック輸送における適正な取引や安全運行の確保を図るために必要な情報を収集することを目的に、実態調査を実施

- ・実施時期:平成26年8月～10月
- ・調査方法:アンケート形式(郵送)
- ・回答事業者数:第一種貨物利用運送事業(自動車)を営む1,379事業者 (実運送との兼業事業者を含む)

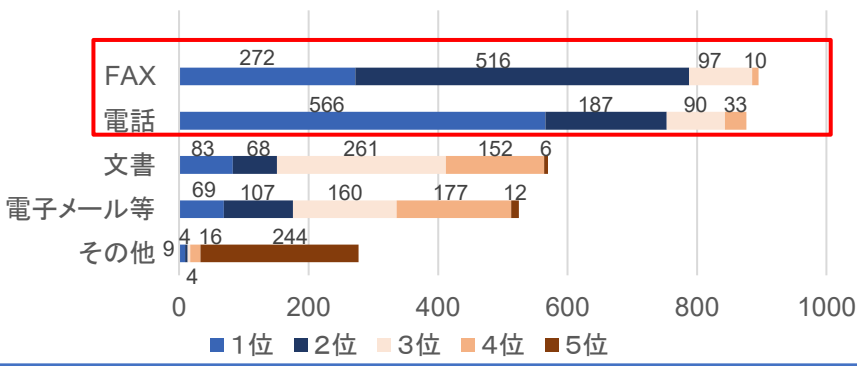
1. 発注手段(継続取引、スポット取引)

※無回答を除いて集計

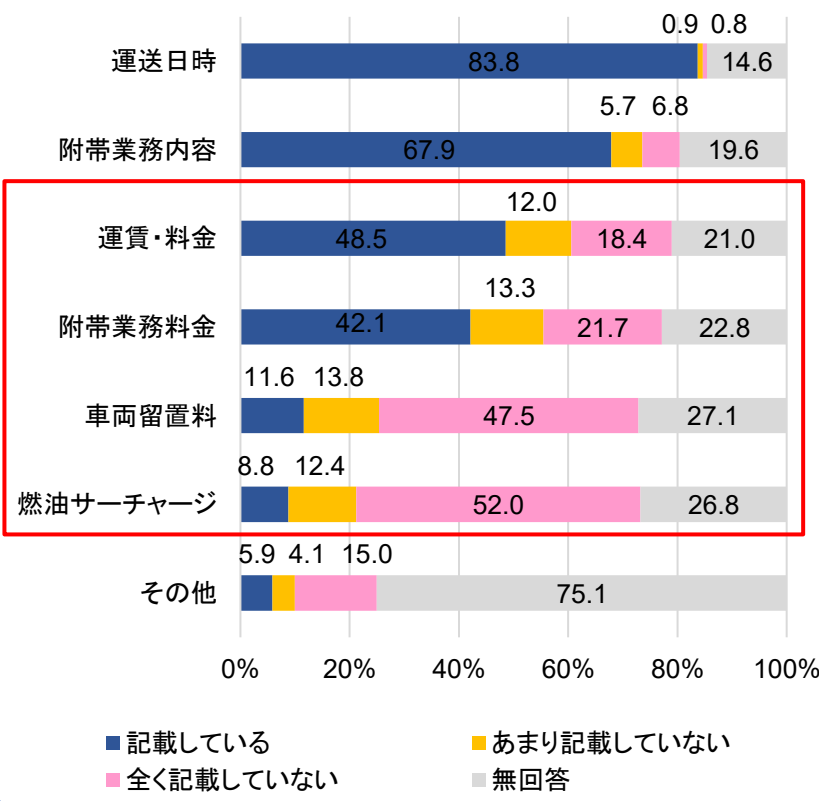
発注する手段(順位の回答数)【継続取引】



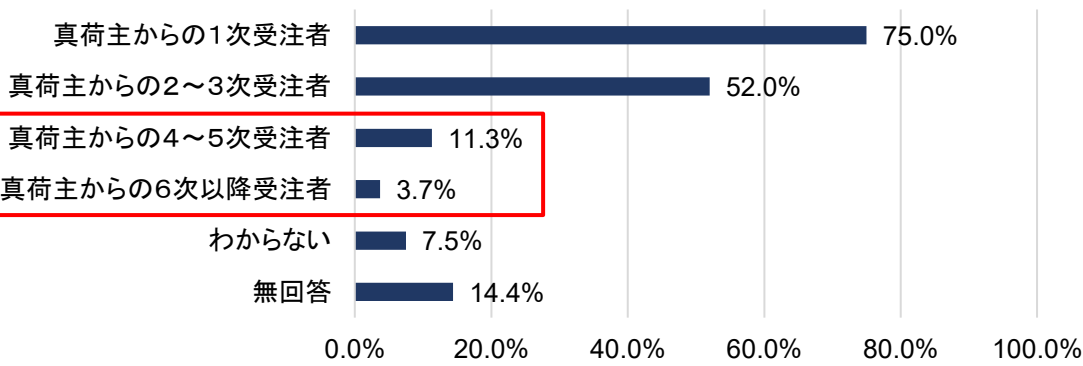
発注する手段(順位の回答数)【スポット取引】



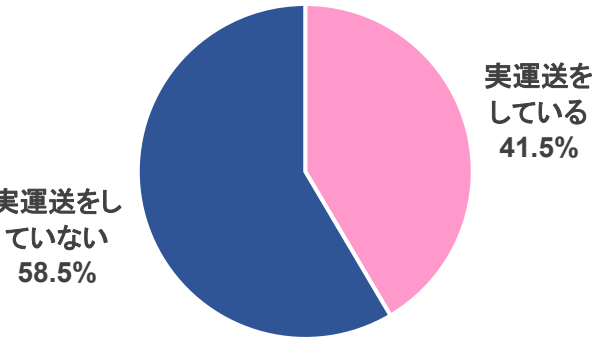
2. 書面による発注を行っている場合の記載事項



3. 真荷主から見た場合の立場(複数回答)

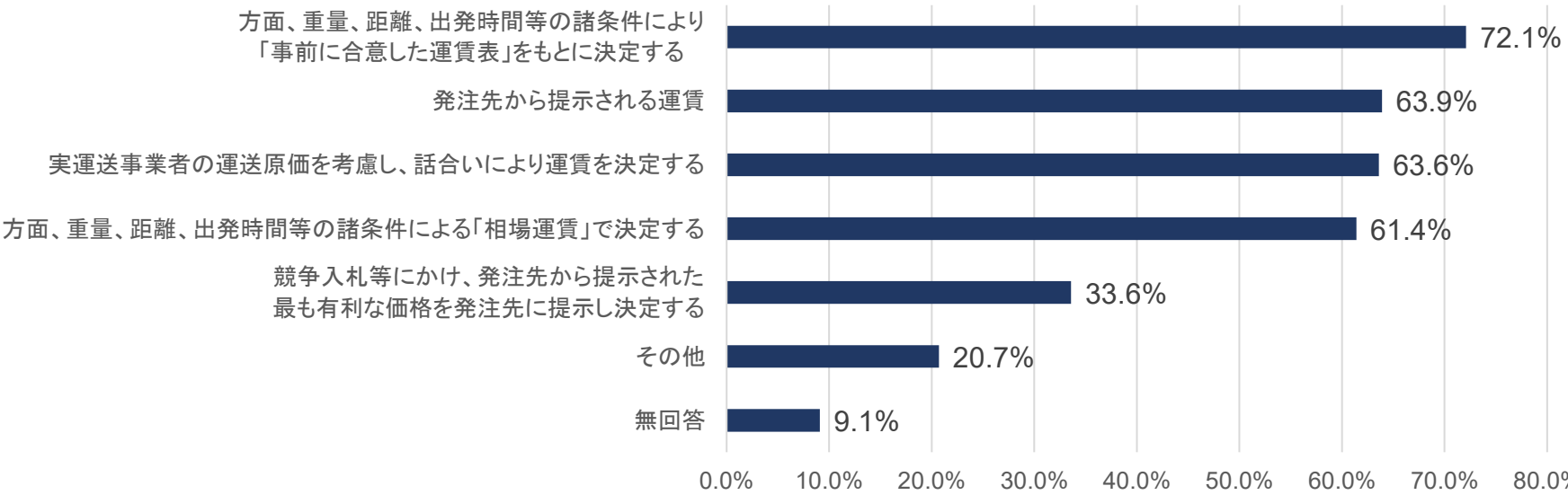


4. 実運送実施の有無



※実運送のある事業者とは、営業用トラックの保有車両数に記載のある事業者のことである。

5. 受注先から受け取る運賃の決定方法



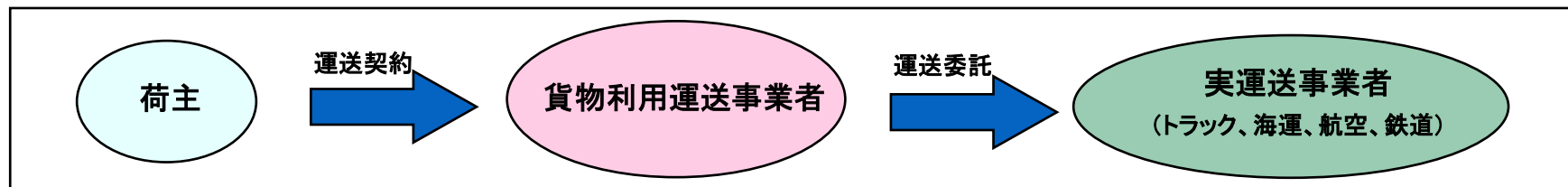
5-1. 多重下請構造に介在する者の現状・分類

トラック運送業の多重下請構造に介在する者については、概ね下記の4分類に分けられる。

- ① 貨物利用運送事業法に基づく第1種貨物利用運送事業の登録を受け、利用運送事業を行っている者
(=荷主と運送契約を締結し、運送不能時等の損害賠償責任を負う者)
- ② 平成15年の改正前の貨物運送取扱事業法(平成元年法律第82号。)における「運送取次事業」を行っている者(※現行法では規制の対象外)
(=荷主と運送契約を締結せず、取次が適切であれば運送不能時等の損害賠償責任を負わない者)
- ③ 貨物運送取扱事業法・現行の貨物利用運送事業法いずれにおいても規制対象外である、「媒介」を行っている者
(=荷主と運送契約を締結せず、媒介以外の運送に関する責任を一切負わない者)
- ④ 運送契約に関与せず単に情報提供のみを行う者など、①～③以外で、トラック運送業の多重下請構造に介在する者

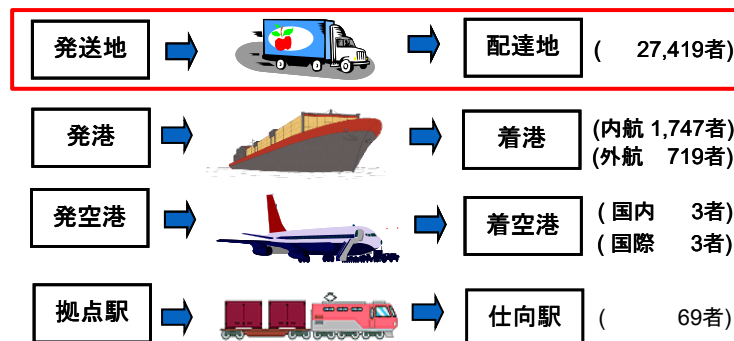
貨物利用運送事業とは、貨物利用運送事業法に基づき、実運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業であり、集荷から配達までの複合一貫運送サービスを行うか否かにより、第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業に分類される。
 貨物利用運送事業者が、荷主の様々な輸送ニーズに対応した物流のコーディネートを行うことにより、個々の実運送事業者は、自ら営業活動することなく貨物を得られる。

(利用運送の概念)



●第一種貨物利用運送事業（登録事業）

利用する運送機関：トラック、海運、航空、鉄道

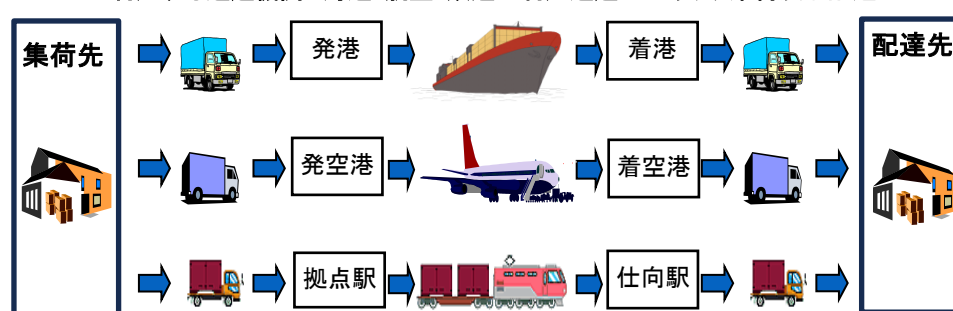


令和4年度末時点事業者数

単一モードの利用運送を提供

●第二種貨物利用運送事業（許可事業）

利用する運送機関：海運・航空・鉄道の利用運送＋トラック集荷及び配達

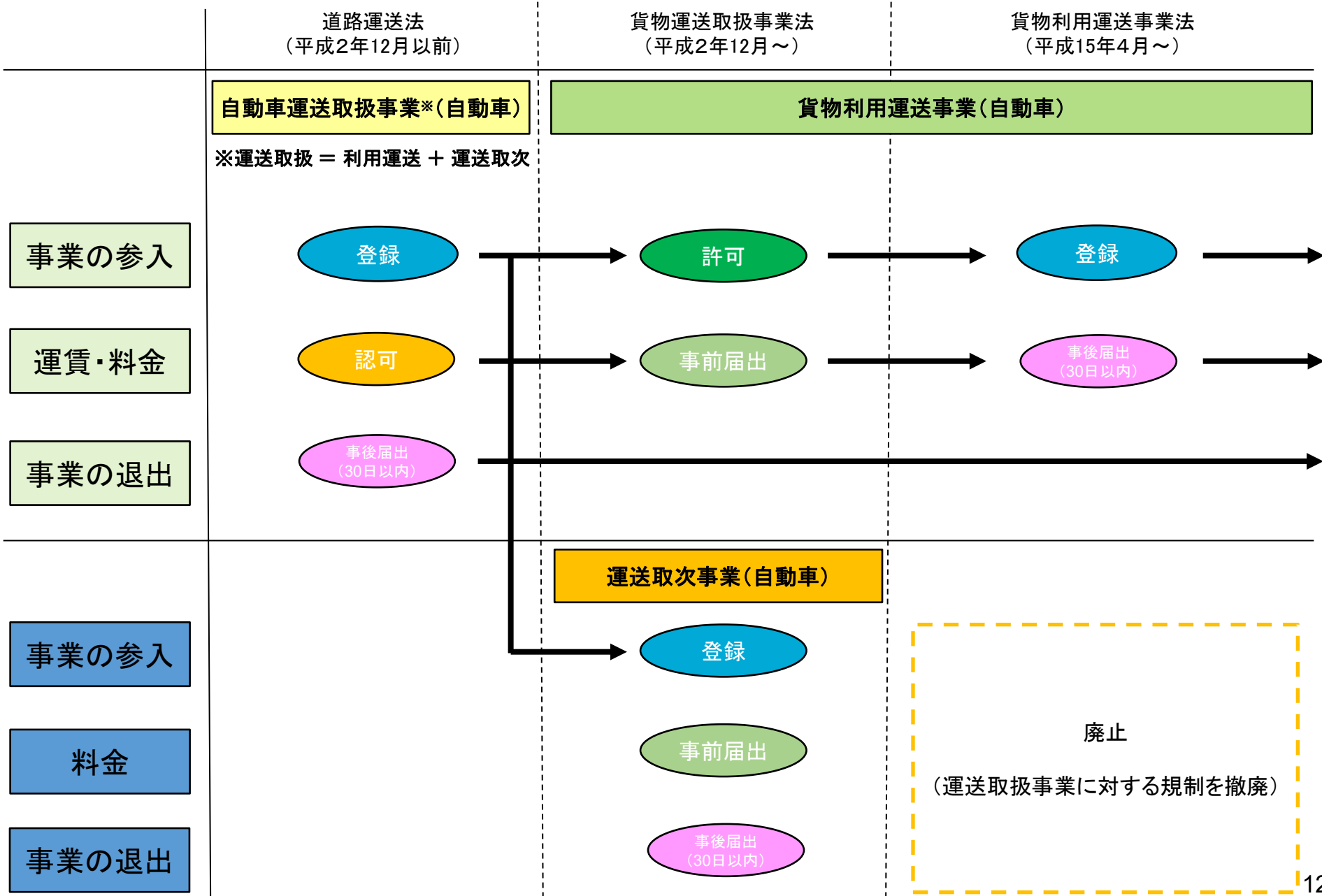


(内航海運 987者、外航海運 504者、国内航空 63者、国際航空 138者、鉄道 1,118者)

令和4年度末時点事業者数

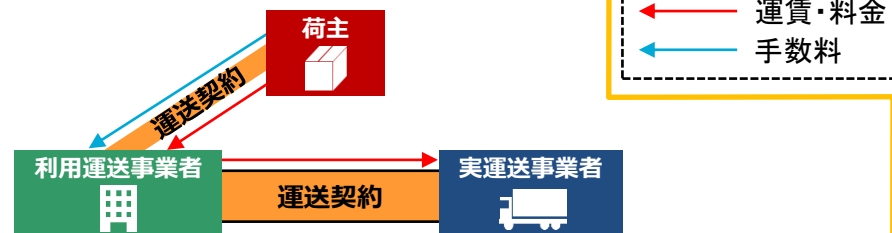
集荷→幹線輸送→配達までの複合一貫運送を提供

5-3. 貨物利用運送事業及び運送取次事業に関する事業規制の推移



利用運送事業

- ・ 荷主と運送契約を結び、実運送事業者を利用する事業。
- ・ 荷主に対して運送不能時等の損害賠償責任を負う。



運送取次事業

- ・ 荷主と取次契約(≠運送契約)を結び、荷主と実運送事業者との運送契約を取次ぐ事業。
- ・ 荷主に対して取次が適切であれば運送不能時等の損害賠償責任を負わない。

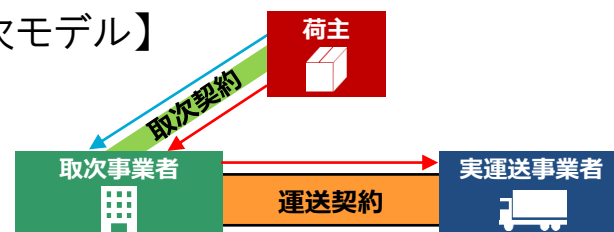
✓ 「取次(狭義)」

荷主に代わって自分の名において実運送事業者と運送契約を締結すること。

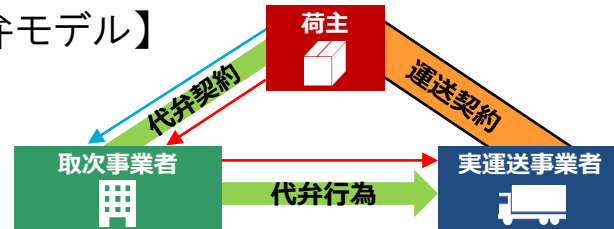
✓ 「代弁」

荷主の名において(荷主の使用者として)実運送事業者と運送契約を締結すること。

【取次モデル】



【代弁モデル】

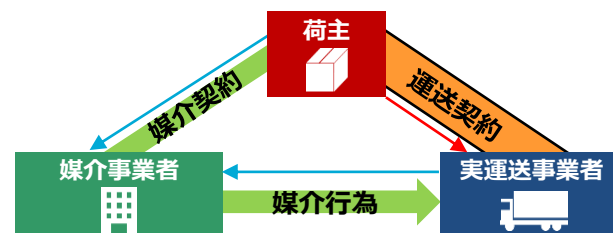


※貨物運送取扱事業法による規制の適用対象外の契約類型

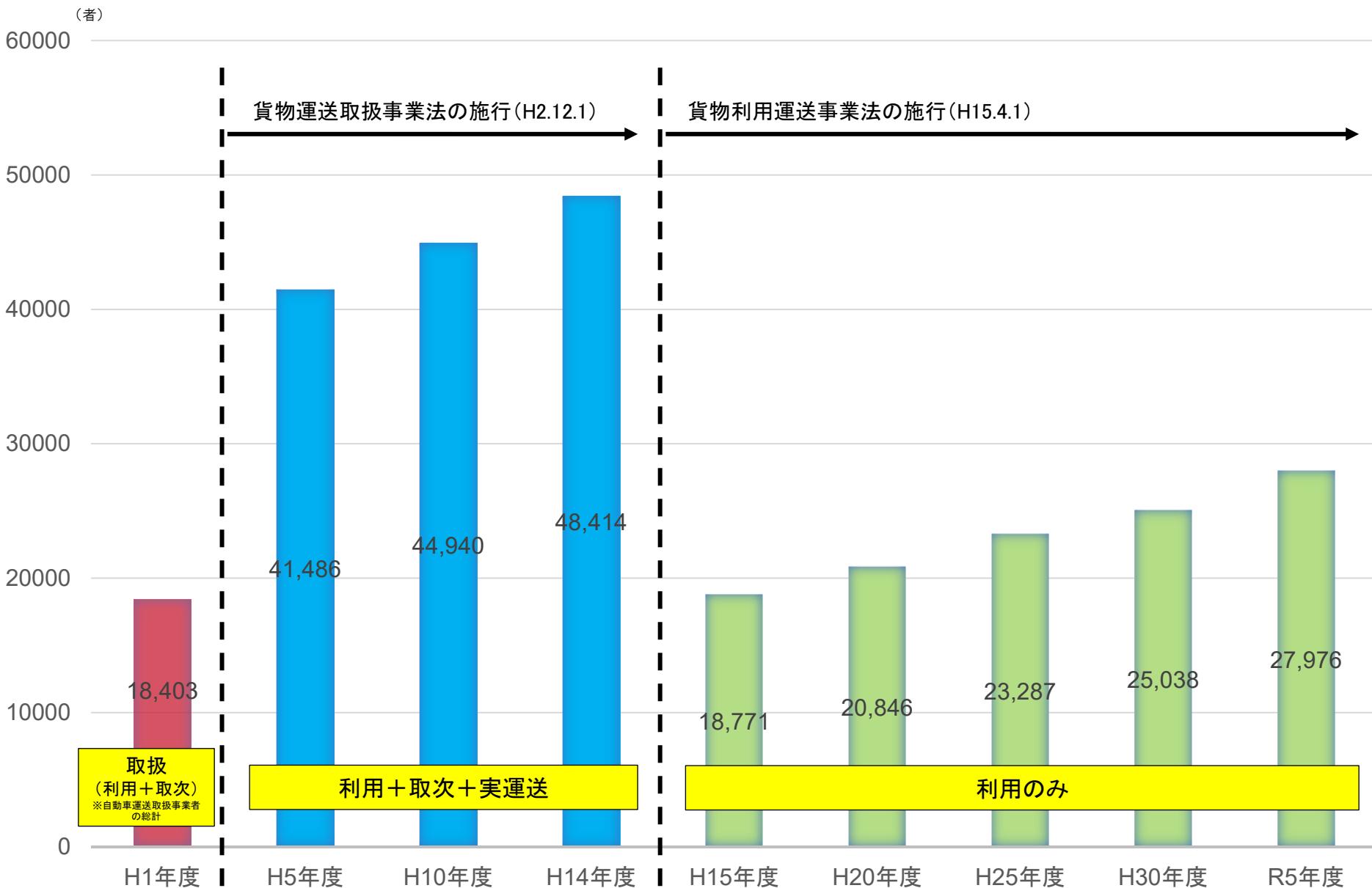
※ 媒介(仲立)

荷主または運送事業者の委託に基づき、荷主と運送業者との間の運送契約の締結に尽力すること。

(仲立業者は、荷主と運送業者との間の運送契約の成立の有無についてのみ当事者に対し責任を負う)



5-5. 第一種貨物利用運送事業者(自動車)数



※運送取次事業者(自動車)数:37,638者(H12年度末時点)

物流・自動車局貨物流通事業課調べ

(当時の推定では、運送取次事業者(自動車)の約9割はトラック事業者の兼業であり、また、同じく9割以上は利用運送事業者との兼業)

5-6. 下請構造に介在する者の業務イメージについて

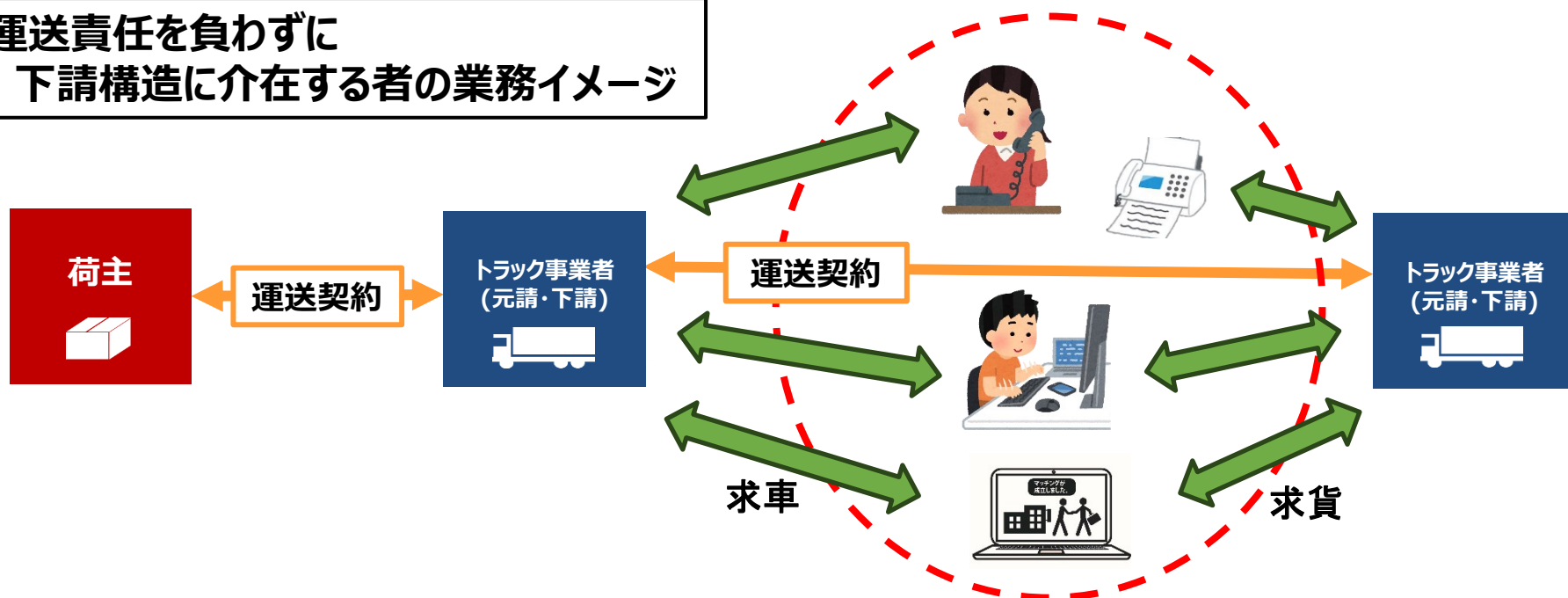
前述のように、「運送取次」や「媒介」、「情報提供」といった形態で、運送責任を負わずに下請構造に介在する者がいる。

これらに該当する者としては、実態上、

- ・ 荷主・元請事業者から電話やFAX等で依頼を受け、下請事業者を自らの人的つながりや地縁、資本関係等を活用して探索する者
- ・ インターネットを通じて、人的つながりや地縁等を超えて、求荷・求車のマッチングを行う者や、マッチングの場のみを提供する者

等が存在すると考えられる。

運送責任を負わずに 下請構造に介在する者の業務イメージ



- トラック運送業においては、実運送事業者が適正な運賃を収受できておらず、ドライバーの賃金も低いという問題があり、多重下請構造がその一因となっているとの指摘がある。
- 現在、多重下請構造の是正に向けて、新たな標準的運賃における「下請け手数料」の設定、トラックGメンによる元請等への是正指導、改正法に基づく「実運送体制管理簿」による下請構造の可視化などを進めているところ。
- 他方、トラック運送業における下請構造には、貨物利用運送事業法の規制がかかり運送契約の締結主体となる第一種貨物利用運送事業者や、同法の規制がかからず、かつ、運送契約の締結主体ともならない取次事業者等の多様な関係者が介在する場があるが、必ずしもこれらの事業者の実態が明らかでない。
- これまで、平成26年に貨物利用運送事業の実態調査、令和4年度に下請構造に係る実態調査を行ってきたが、取次事業者等に関する現状把握は十分とは言えない状況。
- このため、本検討会において、取次事業者等へのヒアリング等を通じて実態把握に努めるとともに、トラック運送業が下請構造となる背景・意義や課題を検証し、多重下請構造の是正等を通じた適正な運賃収受に向けて必要な対策を検討する。